様式第４号(第４条関係)

|  |
| --- |
| **スポーツクライミングセンター使用誓約書兼同意書** |
| **誓約書**　　年　　月　　日鉾田市教育委員会教育長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法令及び使用上の注意を遵守し、下記のクライミングの危険性を十分に理解したうえで利用し、怪我や事故(後遺障害や死亡含む)、他の利用者に対する損害等については、クライミングウォールの管理等に不備・不具合等がない限り、自己の責任において処理する事を誓約します。 住所 　 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 本人署名　　　　　　　　（年齢　　歳）　　 |
| **同意書**法令、使用者本人の誓約事項、使用上の注意及び下記のクライミングの危険性を十分に理解したうえで、本人のクライミングウォール使用に同意します。　　　　　　　　　　　 住所　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 保護者署名　　　　　　　　 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 本人との続柄　　　　　　　　　　　　 ※未成年者が使用する場合は保護者の同意が必要になります。　 保護者連絡先　　　　　　　　　　　　 ※ここに記載された情報は、事故発生時に消防署、警察署、医療機関、学校、被害者又は加害者に提供いたします。 |

**クライミングの危険性について(必ずお読みください。)**

１　基本事項

⑴　スポーツクライミングセンターには、二つのクライミングウォールがあります。一つは、高さ5メートルのクライミングウォールでボルダリングウォール、もう一つは、高さ11.7メートルのものでリードウォールと呼びます。

⑵　ボルダリングウォールでは、高さ5メートルの壁を、ロープを使わないで登ります。

⑶　リードウォールでは、高さ11.7メートルの壁を、ロープを使って落下を阻止しながら登ります。そのため、落下を阻止するビレイヤー(確保者)が必要となります。

２　危険性について

⑴　クライミングは、大きな危険(落下による死亡や重大な障害含む)を内包したスポーツです。クライマーもビレイヤーも注意を怠れば重大な事故につながります。

⑵　着地マットは着地の衝撃を和らげるためのものであり、完全な安全を保障するものではありません。クライマーが飛び降りたときの着地の失敗や墜落は、事故に繋がる可能性があります。

⑶　クライミングウォールで使用されているホールドの回転・破損等は、重大な事故に繋がるため、十分な注意をもって管理しておりますが、その性質上、気温や湿度といった環境の変化による回転・破損等を完全に防ぐことはできません。

⑷　リードクライミングにおいてはロープやハーネス等の用具のセットミスは、重大な事故に繋がります。ロープやハーネスが外れてしまったり、ロープが確保できなかったりすると、重大な事故に繋がります。

⑸　ロープ操作を誤ると重大な事故に繋がります。クライマーやビレイヤーにロープが巻きついたり、落下阻止のためのロープがたるんでいたりすると、重大な事故に繋がります。

⑹　本人に過失が無くても、パートナーのミスで重大な事故になる場合があります。また、自分のミスで、パートナーを事故に巻き込む場合もあります。本人の安全はもとより、周囲に対しての安全にも十分留意して行動することが求められます。

⑺　第三者の事故に巻き込まれる可能性があります。上方から落下してきた人に激突される場合やクライマーが落下させた物に当たって事故に巻き込まれる場合があります。

⑻　クライミング中の安全を確保するには、危険に対する認識が必要です。自分の技術を超えて無理をすると、事故に繋がる場合があります。

⑼　以上のとおり、クライミングは非常に多くの危険があります。クライミングを行う際は、対応した傷害保険及び賠償保険に加入することを強くお勧めします。